

立川市建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の公布による。

立川市建築審査会条例の一部を改正する条例

立川市建築審査会条例（平成12年立川市条例第65号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第2条 ……略……</p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p><u>第2条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p>	<p>第2条 ……略……</p>

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市建築審査会条例第2条の2の規定は、施行日以後に任命する立川市建築審査会の委員から適用する。